

山口市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊や一部落下のおそれがある危険な空家等の除却を促進することで、市民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、予算の範囲内で所有者等へ老朽危険空家等除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「空家等」 居住その他の使用がなされていないことが、年間を通して常態である建築物とそれに附属する工作物をいう。

(2)「老朽危険空家等」 空家等であって、次の全てに該当するものをいう。

イ 主たる構造が木造又は軽量鉄骨造の建築物であるもの

ロ 別表に定める基準において、判定区分「空家の不良度・危険度」の評点の合計が100点以上であり、かつ、「空家の周囲への影響度」の評点の合計が100点以上のもの。

(3)「所有者等」 次のいずれかに該当する個人をいう。

イ 老朽危険空家等の所有者

ロ 老朽危険空家等の所在する土地（以下「所在地」という。）の所有者

ハ イ又はロの相続人

ニ その他市長が認める者

(4)「無接道等敷地」 空家等の所在する土地が道路に接していないか、あるいは接していても次のいずれかに該当する接道状況の悪い敷地をいう。

イ 接する道路の幅員が2メートル未満であるもの

ロ 道路に接する間口が2メートル未満であるもの

ハ 接する道路が階段状であるもの

ニ その他これらに類するものとして市長が認める敷地

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けて補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行おうとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

(1) 所有者等であること。

(2) 山口市税の滞納がないこと及び山口市空家等対策事業により市が実施した緊急安全措置等に係る費用請求について未納金がないこと。

(3) この要綱に基づく補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 山口市暴力団排除条例（平成23年条例第33号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項に基づく勧告を受けていないこと。

2 前項の補助金交付申請者には、補助金の要件を満たすため、対象の老朽危険空家等を故意に破壊又は放置した者を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、市内にある老朽危険空家等を除却する工事のうち、所在地内全てを更地にする工事（以下「除却工事」という。）であって、市内に事務所を置く事業者が解体業務を請け負わせるものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、草木の除草・伐採にかかる経費を除いた、建築物とそれに附属する工作物を除却する経費の3分の1とし、50万円を上限とする。

2 老朽危険空家等の所在する土地が無接道等敷地である場合は、前項の交付額に10万円を加算する。

3 第1項の補助金の交付額の計算において、千円未満は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金交付申請者は、補助対象事業の実施前に、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助金交付申請者は、前項の申請を行う場合において、老朽危険空家等について権利を有する者及び所在地の所有者が他にあるときは、補助金交付申請者の責任においてその全ての者から補助対象事業の実施について同意を得なければならない。

3 市長は、期間を定めて第1項の規定による申請を受け付け、申請があった場合において、申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請者に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による交付決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

5 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して補助金交付申請者に通知するものとする。

6 市長は、第3項の規定による期間内に、予算の範囲を超えて申請があった場合においては、別表による評点の総合計の高いものから交付対象とする。

(補助対象事業の着手)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、補助対象事業着手届（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(補助対象事業の変更)

第8条 補助金交付決定者は、第6条第3項に規定する交付決定通知を受けたのち、補助対象事業の内容を変更するときは、速やかに補助金変更交付申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付変更を

決定したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

3 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による補助金交付変更決定の場合に準用する。

（完了報告）

第9条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了したときは完了の日の20日後又は申請日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（検査の実施）

第10条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、補助対象事業の検査を実施するものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対して必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の検査の結果、補助対象事業の実施状況が適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助金交付決定者は、前条に規定する通知を受け補助金を請求するときは、補助金請求書（様式第9号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、補助金交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金交付決定者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）第3条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。

（3）第4条に定める補助対象事業に該当しないことが判明したとき。

（4）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第11条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第10号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

4 第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合に補助金交付決定者に生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

（交付申請の取下げ）

第14条 補助金交付決定者は、事情により補助金交付申請を取下げるときは、速やかに補助金交付申請取下書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取

り消すものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合について準用する。

(返還命令)

第15条 市長は、第13条第1項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書(様式第12号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

判定区分	項目	評価内容	評点		
空家の 不良度・ 危険度	基礎の構造	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	外壁又は界壁の構造	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25		
	基礎、土台、柱又ははりの腐朽又は破損の程度		柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁又は界壁の腐朽又は破損の程度		外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根の腐朽又は破損の程度		屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
			屋根が著しく変形したもの	50	
	合計	各項目の何れかに該当するもので、合計が100点以上…危険度の高い老朽危険空家等（A）			
空家の 周囲への 影響度	外壁又は屋根等	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に強風等により飛散する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	15		
		外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25		
		外壁、屋根材等が道路又は隣接地に倒壊する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	50		
	景観		景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの	15	
	隣家と隣接の有無等		現に使用されている住宅に隣接しているもの	15	
			現に使用されている住宅に複数隣接している又は現に使用されている隣接する住宅の敷地が空家の敷地より低い位置にあるもの	25	
	隣家との距離		空家から隣地境界線までの水平距離が空家の高さ以内であるもの	15	
			空家から隣地境界線までの水平距離が空家の高さの半分以内であるもの	25	
	道路河川等と隣接の有無等		道路又は河川・用水路等に隣接しているもの	15	
			隣接する道路又は河川・用水路等の土手等が、空家の敷地より低い位置にあるもの	25	
	道路河川等との距離		空家から道路又は河川等との境界線までの水平距離が空家の高さ以内であるもの	15	
			空家から道路又は河川等との境界線までの水平距離が空家の高さの半分以内であるもの	25	
DID地区		人口集中地区内のもの	25		
地元要望等		地元から苦情・通報・相談が寄せられているもの	25		
合計	各項目の何れかに該当するもので、合計が100点以上…周囲への影響度の高い空家（B）				
解決困難度	本要綱第5条第2項に掲げる加算に該当するもの又は山口市長期放置空家相続手続等促進事業補助金交付要綱第4条第1項イ又はロに該当するもの（C）		25		
総合計	(A) + (B) + (C)				
備考	一の項目につき該当評価内容が二又は三ある場合においては、当該項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。				